

法学部における知的財産教育の在り方



中央大学法学部特任教授
会員 外川 英明

要 約

政府の知的財産立国政策の下で知的財産にかかわる人材育成の総合戦略が推進されている今、どのような知的財産教育が大学において必要とされているか、いかなる人材を育てていくことが期待されているかを法学部の知的財産教育に焦点を合わせて検討してみた。

法学部の教育は、社会人向けの実践教育とは区別しなければならない。必ずしも、産業界に出たときに即戦力になるだけの法学教育ではなく、その基礎となるリーガルマインド・法的思考回路を滋養、確立するのが先決であると思う。そして、この法論理的要素のほかにも、実際発生するケースの事実的要素を正確にくみ上げる力を様々な教育方法で養成しておかなければならない。そして最終的には、バランス感覚に優れた価値判断ができる応用力のある人材を社会に送り出していきたい。

世の中の多くの方々が知的財産分野に興味を持ち、その重要性を理解してくれているときこそ、大学教育を中心においた、地に足の着いた地道な教育、人材育成が必要であると考え。今のうちから若い優秀な学生達に十分なリーガルマインド・法的な思考回路を身につける教育を徹底的に行い、将来の知的財産分野の屋台骨を背負うような優秀な弁護士、弁理士、企業人を送り出していきたいと思う。知財ブームを単なるブームとして一過性のものにしてはならないのである。

目 次

1. はじめに
2. 知的財産法に関する教育研究
 - (1) 知的財産法の研究教育の拡張・発展
 - (2) 産業界における知的財産教育
 - ① 知的財産部門の組織強化に伴う教育の重要性
 - ② 実務的教育のニーズ
3. 大学での知的財産法教育
 - (1) 法学部での教育内容
 - (2) 法学部教育の在り方
 - (3) 実践的訓練の補充
4. おわりに
 - (1) 法学部の企業への人材供給
 - (2) 大学から送り出したい人材
 - (3) 幅広い知的財産教育
 - (4) まとめ

1. はじめに

政府の知的財産立国政策により国を挙げて知的財産の創造、保護、活用のための知的財産人材育成の総合戦略の推進が強調されている昨今⁽¹⁾、どのような知的財産教育が大学において必要とされているか、いかなる人材を育てていくことが期待されているか、慎重に見極める必要がある。筆者は、現在、大学で教鞭をとる身であるが、実務家出身者として知的財産実務をする上で要求される教育とは何か、企業から見た人材

ニーズはどこにあるのか等を踏まえ、最終的には法学部における知的財産教育の在り方について本稿にて検討を試みるしだいである。

なお、筆者は、本籍のある中央大学法学部、同大学院法学研究科で知的財産法のゼミ、講義等を行っている他、法科大学院における法曹教育、大学院での社会人教育、そして日本知的財産協会等での企業の知的財産担当者・技術者等に対する教育を行っているが、本稿では主に法学部における知的財産教育に焦点を合わせようと思う。

2. 知的財産法に関する教育研究

(1) 知的財産法の研究教育の拡張・発展

弁理士試験に合格した昭和52年当時は、必須科目が特許法、実用新案法、意匠法、商標法とパリ条約の時代であるが、例えば特許法の基本書である吉藤幸朔著「特許法概説」もB6判のそれほど厚いものではなかった。そして当時、何よりも驚いたのは工業所有権法分野にはほとんど学者がいないということであった。学者の手にかかる基本書・参考書としては、法律学全集の豊崎光衛教授の工業所有権法くらいだったような気がする。あれから30年たった。その間に工業所有権法に著作権法や不正競争防止法等が加わって知

的財産法分野へと学問としての対象が拡張し、多くの著名な学者の手にかかる立派な本が多数出版され目覚ましい拡張・発展・隆盛を遂げている。今や、弁理士試験の短答式試験科目に著作権法、不正競争防止法が加えられ、また論文式試験の選択科目にも追加された。知的財産法は、来年から実施される新司法試験の選択科目（実質的には特許法と著作権法である）にもなるような格上げぶりである。これに加えて、知的財産戦略会議、知的財産戦略大綱、知的財産基本法とこの数年の知的財産立国政策の推進は、良かれ悪しかれ知的財産分野を世の中の注目分野の一つに押し上げてきた。職務発明補償金訴訟に代表されるように知的財産分野の記事がほとんど毎日のように新聞をにぎわせる時代になった。さらに、以前には法学部でさえも工業所有権法や無体財産法の講座がある大学は珍しかったのであるが、今や知的財産法も法学部等の法律系だけではなく、総合大学の工学部、大学院や工業大学大学院等でも講座が設けられる時代になっている。

(2) 産業界における知的財産教育

① 知的財産部門の組織強化に伴う教育の重要性

ご存知の通り、知的財産法は、実務色の強い法分野である。20年ほど前までの企業の特許部は、技術部が生み出す発明を特許部の担当者が明細書に仕上げ特許権を取得するという段階が業務内容の主なもの、契約や係争の要素は低く、まして戦略といったものは出願戦略を除いてあまり必要がなかったといえる。しかしながら平成の時代に入って企業は次々に特許部の名称を知的所有権本部、知的財産権本部や知的財産部と変更した。これは、昭和の末期から業務の中に取り込んでいた著作権法や取り込みつつあった営業秘密に関する業務を組織の名称として形式的にも追認したものであった。

昭和57年頃から始まったプログラム権法立法論と著作権法改正論が対立したコンピュータ・プログラム保護論争や1981年（昭和56年）のコンピュータ・プログラム保護のための米国著作権法改正、さらに1982年（昭和57年）のIBM産業スパイ（FBIの囹捜査）事件の勃発、著作権法が一種の産業立法へ変質した著作権法昭和60年改正等を契機として、それまで音楽や美術等の文化的な保護法としてあまり産業界には関係がなかった著作権法が多くの企業にとって無視することができない重要な法律となってきたのである。

さらに企業の知的財産部の多くはGATTウルグアイラウンドTRIPS（知的財産権の貿易関連側面）交渉対応の営業秘密保護のための不正競争防止法平成2年改正にも呼応して営業秘密も取り込み、まさに名実ともに知的財産法の専門組織となったのである。

各社の知的財産部門は、名称の変更に伴って相次いでこれらの新規分野への対応のために内部に新組織を立ち上げて部門全体の組織体制を強化したが、これらの組織に若手要員や新卒者を大量に集め、専門能力のアップおよび優れた人材の確保に躍起となった。その際に従来のOJT教育だけでは競争力の強化に十分ではないとの観点から効率よく集団で行う社内教育を重視し、その充実に、より熱心に取り組み始めたといえる。そして、社内教育だけでは不十分な点の補充や、より専門的な実践的教育を会社の外の教育研修制度に求める企業も多くなり、日本知的財産協会の研修コースや（社）発明協会の知的財産権研修等がますます充実したものとなり、今日に至っている。

例えば、日本知的財産協会の研修制度は関東、関西、東海等の各地域で行われるものでAコース、Bコース、Cコース……等入門コースから上級コース等レベル分けされており、さらにそのコースの中で様々な科目を選択できる制度として構成されている。そして、各科目は単独又は複数の専門家を講師とし1回3時間で全9回、合計27時間のコースを原則としている。

② 実務的教育のニーズ

筆者はこの研修コースで特許法・実用新案法の講座を長年担当させていただいているが、そこでの講義は極めて実践的であり実務に即した講義を行っている。すなわち、受講者が企業の知的財産担当者、技術者、特許事務所の方々であり、法律系以外の技術系、理工系出身の方々が大半であるから、基本的には実践的な話、今日・明日に企業に発生し彼らが具体的問題に直面したときにどう解決すればいいかという観点から講義をすることになる。この場合には、法律用語の基本的な解説は必要最小限にし、実践的な知識、判断手法を詰め込む講義をすることになる。

また、時間的制約があることから、企業実務家が知っておくべき代表的最高裁判所判例をできるだけ網羅し、実務上の判断指標として役に立つレベルの情報を提供するとともに、関係する審決や特許庁の審査基準、運用指針等、或いは施行令、施行規則等具体的実務的知識を濃密に講義していくことが彼らにとって最も重

要なことになる。さらに、知的財産分野はどんどん進化発展しているので、最近の法改正の動向や時代的背景を説明する必要がある。将来を予測して自社の知的財産戦略を立てなければならないからである。さらに、知的財産分野はグローバル化されているから、世界各国の知的財産情報はもちろんのこと、日本法も世界の動きの中で強い影響を受けているということをお話しておく必要がある。世界貿易機関（WTO）や世界知的財産権機関（WIPO）の動き、日米欧三極特許庁会合等の動きも重要な情報である。

さらに、企業の担当者は、狭い分野だけの知識では実際に発生する事案・事件の危険を完全に察知することができない。深い知識が何もないと困るが、この問題は企業のリスクマネジメントの観点から顧問弁理士・弁護士に相談した方がいいと自己判断できるようにするための広い知識も必要になるので、特許法の講義の中でも他の関連する知的財産法や独占禁止法等の話をする必要がある。受講者の中には、自分の会社で起こっていることを詳細に書いて相談を求めてくる方もいらっしゃる。

ただし、このときに重要なことは、これらの判例や審査基準等がどのような理論で出来上がっているのか、どのような法的な裏づけがあるのかを最小限説明して、本人の実務経験にできるだけ論理的裏づけを持ってもらうことである。昔ながらの徒弟制のように単なる経験主義ではすべてを経験することは不可能であるから、企業実務家は企業実務家なりの応用力をつける必要があると考えるからである。

加えて、知的財産分野の変遷のスピードはすごいものがある。例えば、ビジネスモデル（方法）特許は、20世紀の終わりから21世紀のはじめにかけて大きなブームとなり、書店の店頭には山のように関連する書物が積み、毎日のようにビジネスモデル（方法）特許を効率的に取得する方法等のセミナーが開催された。ところが、日本の特許庁における特許の許可査定率は2003年には一桁台に落ち込み（2003年、2004年のビジネス関連発明の許可査定率8%）、ステートストリートバンク事件で話題になったハブ・アンド・スポーク特許もアマゾンドットコムワンのワンクリック特許も拒絶審決が確定している状況である。知的財産法に関する本が1年たつと古本になってしまうくらい、この分野のスピードの速さは、注意しなければならない。筆者はこのような社会人向けの講座における講師を

する際には、彼らの仕事上で必要なすべての情報を伝授するよう努めている。しかし、教える側として時間的制約の中で伝授できる内容はいくら密度をあげても限界があるし、これらはあくまで企業の即戦力の要請への対応であり、知的財産分野の将来を支えるような人材を体系的に育成することを目的とするものではない。

最近、社会人大学院が隆盛を極め、都内に集中して様々な短期間の講座を開設してきている。そこには、夜間であるにもかかわらず企業の法務・知的財産担当の中堅者や時にはベテランが通ってくる。そこで彼らが求めていることは自分の実務経験だけでは限界を感じ更なる専門性、他分野の専門的知識等であり、その上昇志向、食欲さには頭が下がる思いがする。これらの講座は、社会人向けではあるが、何らかの体系的な法学教育を志向する講座もあり、注目に値する。

例えば、一橋大学大学院国際企業戦略研究科は数年前から知的財産プログラムを実施し、修士・博士課程からなる社会人向けに提供された本格的な教育コースであるが、ここはすでに一人前になった弁理士や弁護士、企業法務担当者が更なる飛躍を求めてやってくる理想的な形態の一つかもしれない。

今や事業戦略、研究開発戦略と一体となった知的財産戦略とか、知的財産戦略は経営戦略の一つであると声高に叫ばれる時代になった。筆者は、以上のような企業の実務家への実践的教育とは別に、大学の法学部においては、もっと長い目で見た将来の知的財産法分野の屋台骨を背負う優秀な人材の輩出をしていきたいと思っている。

3. 大学での知的財産法教育

(1) 法学部での教育内容

中央大学のゼミの学生に知的財産法分野で自分が興味を持っているテーマを調査・検討しプレゼンテーションしてもらった。テーマは、「知的財産と企業リスクマネジメント」である。中国模倣品とビジネス、職務発明と企業リスク、パテントプール問題、ネット上での著作権の保護、包括クロスライセンス契約と企業リスク、次世代DVD規格と知的財産権、遺伝子特許と産学官連携、医療行為の特許性等々についてかなり充実した内容のプレゼンテーションが行われた。中国等の模倣品の問題は、1980年代から心ある企業が細々とやってきた模倣品対策がいまや知的財産推進計画の中心となっているし、今年も関税定率法の改正や

営業秘密の海外での使用・開示にまで不正競争防止法上の罰則を適用する法改正が用意されている。職務発明補償金問題はご存知の通り、今や知的財産法分野の最大の課題である。パテントプールは、パチスロ機製造業界での訴訟合戦という興味深い話に発展したし、包括クロスライセンス契約は実務が先行している契約形態であるが、このような契約がなぜ必要なのか、契約当事者にどのようなメリットを及ぼすのかを考えるための適切な教材である。医療行為の特許性については法改正をせずに審査基準改訂で一応の決着を見ているが、次世代DVDの規格問題、遺伝子特許問題、産学官連携……と知的財産分野の課題はまさに今動いているものばかりであるということを実感する。

ある学生が入ゼミ申し込みの際に、専用実施権を設定した場合に特許権者が差止請求権を持つかというテーマで論文を提出してきた。結論は、特許権者には差止請求権がないというものであった。筆者は、かつて日本知的財産協会の機関誌「知財管理」に「特許権者の差止請求権と専用実施権の設定について」という論文を発表し⁽²⁾、生体高分子事件等に関しての東京地裁判決が差止請求権を認めなかったことにつき反対論を展開したことがある。すなわち、筆者は明確に差止請求権を認めるべきであるという立場であり、これを外部へも発表しているわけである。しかしながら、このときは、学生に対して自分の見解を述べ、彼の論理の弱いところを指摘したもののそれ以上は何も言わなかった。法律学は、色々な立場があり、ひとつの答えが絶対正しいとは言いきれないからである。学部教育では思考回路が正しい限り、色々な見解があつていいからである。

(2) 法学部教育の在り方

法学部の教育は、社会人向けの実践教育とは区別しなければならない。筆者は、大学の法学部では基本的な法律的なものの考え方を訓練し、各人に法律的思考回路を形成することが大切であると考えている。必ずしも、産業界に出たときに即戦力になるだけの法学教育ではなく、その基礎となるリーガルマインドを滋養、確立するのが先決であると思う。実務的なハウツーは、大学を卒業して実践の中で身につけていけばいいのである。ただし、卒業後にその実践を経験したときに法律的なものの考え方で見ることができると否かが法学部出身者とそうでない人のメルクマールと言ってよいで

あろう。法学部で一生懸命知的財産法をやった人間が企業等に入社して知的財産分野の仕事をやるかという必ずしもそうではない。法律的なものの考え方、リーガルマインドを持った卒業生を送り出すことが重要である。

例えば、最判平成13年6月12日（生ゴミ処理装置事件）⁽³⁾は、冒認出願の事案であり、ご存知の方も多いと思う。特許を受ける権利の持分を持っていないにもかかわらず、偽造譲渡証書の特許庁へ提出することによって共同出願人の一人となり、後に特許権の共有者となってしまった者に対し真の権利者が持分の移転登録請求をした事案である。企業の知財担当者等にとっては、一番重要なことは最高裁判所判決として「特許出願をした特許を受ける権利の共有者の一人から偽造の譲渡証書を使用して特許権の設定の登録を受けた無権利者に対する当該特許権の持分の移転登録請求が認められた事例」があるということであり、同様の事件が自分の会社で発生したときには、最高裁判決の射程を考えながら、自社が勝てそうなのか負けそうなのか等を的確に判断し、対応していくことである。

これに対し、法学部教育としては、最高裁判決の具体的内容も当然重要ではあるが、原審の福岡高判（那覇支部）平成9年7月31日⁽⁴⁾がなぜ登録移転請求を認めなかったのか、あるいはドイツ法等の比較法的見地から認めるべきであるとの学説も多かった中で、従来の判例の流れは、なぜ登録移転請求を認めなかったのか、そして、この時期になぜ最高裁判所は従来の下級審の流れを変えたのか等をできるだけ源流まで戻って検討する必要がある。この事件の前年に有名な最判平成12年4月11日キルビー特許事件⁽⁵⁾で「特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、たとえ無効の審決が確定していなくても、特段の事情がない限り、権利の濫用にあたり許されない」とし、侵害訴訟での無効主張に積極的立場の最高裁判決が出ている。両者はかなりスケールが違うけれども、権利の得失は行政庁である特許庁の専権であるという見方と司法の権限、あるいは結論の具体的妥当性等の観点から一つの最近の傾向を表しているとも言えるのである。源流まで戻ってこのようなさまざまな思考訓練をしていけば新しい問題が発生したときに各学生は正しい思考回路で事案に対応することができることとなる。

(3) 実践的訓練の補充

法律を学ぶときには、事実的要素、法論理的要素、そして価値判断的要素を念頭に置く必要がある。企業の知的財産担当者は、このうち事実的要素のくみ上げは得意分野であり、法論理的要素を強調して話をすればすむが、法学部の学生には法論理的要素の他に事実的要素の汲み上げの部分で補充してやり、最終的にバランスの取れた価値判断ができるようにすることが大切である。実際の法律の適用場面になると事実的要素が大変大きな比重を占めるが、若い学生には最もわからないところである。これに対し、知的財産法は、適用場面が企業である場合が多く、大変実務的である。したがって、この事実的要素を汲み取る力を養成するには適切な法分野であると言える。知的財産法の分野でまさに何が起り、どのような解決が具体的に妥当であるかを学生にトレーニングさせる際に、この事実がどのような背景で起り、どのような人たちが関わり、従来はどのように捉えられていたのか等を的確に教えることが、重要である。

実務家出身の筆者としては、法学を教える場合に、正しい法論理的要素のほかに事実的要素の正しい汲み上げ方、把握の仕方を十分に教え、最終的にバランスの取れた価値判断ができる人材に育成することを理想としている。

例えば、特許法 35 条の職務発明と補償金の問題が日亜化学工業事件等の判決・和解により、大きな話題となった。大学でも 3 年 4 年になるとある程度の法論理的思考はできるようになっている。旧 35 条と新 35 条でどこが変わったのか、何のために変えたのか等を理解することは法学部で一生懸命勉強してきた人間にはそれほど難しいことではない。問題はこの職務発明問題が発生する場所が企業の中であり、彼らが企業の中を知らないということである。企業の中でどのようにして発明が生み出され、どのようにして製品化されるのか、製品化した製品はどのようにして売られるのか、その場合どのような人たちが関わっていくのか。事業リスクとはどのようなものか。企業の中の職務発明補償金規定はどのような内容か。或いは、電機会社の知的財産の取得・維持・管理と化学会社・薬品会社の知的財産のそれはどのような違いがあり、その違いはなぜか……等々である。企業は長年の間、職務発明補償金規定を平穩無事に実施してきた。これに対し、終身雇用制の崩壊や人材の流動化という時代の流れの

ほかに一番重要なのは知的財産立国政策等によって知的財産権の価値評価が飛躍的に上がったことである。学生は、この事実的要素と時代背景等が一番苦手なところであるので、ここを教育するのが筆者の役割だと思っている。

各大学や法科大学院は、インターンシップとかエクスターンシップ⁽⁶⁾とかいう名称で学生を法律事務所や企業に実務研修のために派遣する制度を持っているが、これも単に事務所や企業を経験するというだけではなく事実的要素の汲み上げ訓練の役に立つものと思う。中央大学法科大学院の学生がエクスターンシップから帰ってきて企業の法務担当者の実務能力の高さに驚いたと感想を述べていた。彼にとっては、新しい発見の連続だったようである。

4. おわりに

(1) 法学部の企業への人材供給

20 年ほど前、大学の法学教育を考えるシンポジウムに参加する機会があった。テーマは大学の法学教育と企業というようなもので、そこでは予想外の激しいやり取りがあった。産業界からは大学側に対し、法学部はもっと役に立つ、即戦力になる卒業生を輩出してくれ、法律的知識、実践的能力が欠けているとの強い指摘があった。これに対して、大学側も負けてはおらず、大学 4 年間で、1,2 年は教養科目中心、3 年で本格的に専門的法律科目を教え始めると企業の青田刈りで学生は 3 年の終わりから浮き足立ち、4 年は就職活動で精一杯、いったい大学はいつ専門的法律を教えればいいのかとの反論があり、企業の就職に関する青田刈りが非難の的になったのを覚えている。シンポジウムやセミナーでこれだけ記憶に残るということは、当時会社で中堅になりつつあり、就職希望の法学部の学生の面接をやり始めた筆者にとってかなり鮮烈な印象を残したといえることができる。

その後、法科大学院の創設、社会人大学院の隆盛等により大学の法学部の役割論も様々な形で行われているが、法科大学院卒業者の新司法試験合格率が当初予想をかなり下回りそうな事態になり、法学部の卒業生の一部しか法科大学院に行かないという状況になりつつある。現実には自分のゼミや講座を履修している学生に聞いても卒業後の志望進路は多種多様であり、法学部卒業生は依然としてある程度の確率で企業に就職し法務部や知的財産部等で法律的業務に従事するであら

う。また、法科大学院についても新司法試験の合格率が低い状況が続けば、卒業生の中には企業に就職する人も出てくるかもしれない。

したがって、法学部教育は、この後にある法科大学院における法曹教育を念頭に置くことはもちろんであるが、企業に就職して企業の実務家となることも前提として考えなければならない。

(2) 大学から送り出したい人材

企業が欲しい人材は、リーガルマインドに基づき正しい法律的思考回路を持っていて、仕事で使うはじめての法律でもそれなりに解釈することができ、OJTでその分野でプロになっていく基本的能力があればいいのである。企業の人材ニーズは多種多様であるが、少なくとも法学部卒業生ということになるとリーガルマインドの有無が第一のメルクマールとならざるを得ないと思う。そして、この法論理的要素のほかに、企業に身を置いたときに事実的要素を正確にくみ上げる力、そして最終的には、バランス感覚に優れた価値判断ができる応用力のある人材を社会に送り出していきたいと考えている。さらに文章力、プレゼンテーション力が必須であることも意識する必要がある。

そして、彼らが優秀な知的財産人材として育ち、知的財産分野の屋台骨を背負ってくればこんなに嬉しいことはないのである。

(3) 幅広い知的財産教育

大学で筆者の講義やゼミを受講している学生は、下は18歳から上は50歳代60歳代の社会人までと大変幅広い。これは、主に専門家育成であるが、最近の知的財産教育は、大変幅広い方々に対して普及・啓蒙活動としても行われている。文部科学省の平成17年度の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）⁽⁷⁾に教育大学が選定されていることからわかるように知的財産教育の裾野は小学生・中学生・高校生にまでおよんでいる。特許庁は、高校生用の各種知的財産法の標準テキストを作成配布している。

昨年、発明協会主催の宮崎IPカルチャー教育講演会⁽⁸⁾へ講師として行って企業の知的財産戦略について話をしてきた。そこでは、主に宮崎県内の大手のほか中小企業の方々、地場産業の方々も熱心に受講されていた。金型問題等で日本の中小企業が外国の模倣品に駆逐され大きな損害をこうむっている。これに備え

るためには、中小企業といえども外国に特許・意匠・商標等の出願をし、取引でノウハウが提供されるような場合には秘密保持条項を含む取引基本契約を結ばないと危険であるということがわかっていただいたのであるだろうか。学生が出身地でこのような地場産業に就職した場合にも役に立つ企業リスクマネジメントの観点をぜひ持たせたいと思っている。

(4) まとめ

世の中の多くの方々が知的財産分野に興味を持ち、その重要性を理解してくれているときこそ、大学教育を中心においた地に足の着いた地道な教育が必要であると考えられる。今のうちから若い優秀な学生達に十分なリーガルマインド・法的な思考回路を身につける教育を徹底的に行い、将来の知的財産分野の屋台骨を背負うような優秀な弁護士、弁理士、企業人を送り出していきたいと思う。知財ブームを単なるブームとして一過性のものにしてはならないのである。

注

- (1) 最近では、「知的財産推進計画2005」の第5章の「人材の育成と国民意識の向上」の中で様々な人材育成の推進計画が具体的に示されている。
- (2) 外川英明「特許権者の差止請求権と専用実施権の設定について」知財管理 Vol.54 No.1 2004年 日本知的財産協会。なお、東京地判平成15年2月6日生体高分子事件（判時1870号107頁）は控訴されたが、東京高判平成16年2月27日（最高裁HP）は専用実施権を設定した特許権の権利者は差止請求権を有すると解すべきであるとして第一審の判断を覆した。最判平成17年6月17日（最高裁HP）も控訴審の結論を支持し、上告を棄却している。
- (3) 最判平成13年6月12日 生ゴミ処理装置事件上告審判時1753号119頁
- (4) 福岡高判（那覇支部）平成9年7月31日生ゴミ処理装置事件 民集55巻4号833頁
- (5) 最判平成12年4月11日 キルビー特許事件上告審判時1710号68頁
- (6) 中央大学法科大学院では春休みや夏休みに学生を法律事務所や企業・官庁に派遣して弁護士としての実務研修教育を受けるエクスターンシップを実施している。
- (7) 文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」は、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマにつき特に優れた教育プロジェクトを選定し、財政支援を行うもので高等教育の活性化促進を目的としている。このテーマの中に「知的財産関連教育の推進」が含まれている。詳細は文部科学省ホームページ参照。
- (8) IPカルチャー普及啓蒙講演会は、発明協会が創立100周年を記念してIPカルチャーの普及を目指して各地で行ったものである。

（原稿受領2005.9.3）